

[議案第 33 号]

ひたちなか市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

1 改正理由

令和 6 年 8 月 8 日の人事院勧告及び国家公務員に係る給与法の改正を踏まえ、市職員の給与に関する条例について、所要の改正を行うものです。

2 主な改正内容

(1) 給料表の改定 (令和 6 年 4 月 1 日から適用)

一般職及び会計年度任用職員の給料表の月額について、それぞれの給料表全体で平均 3.1% の引き上げを行います。

(2) 期末手当、勤勉手当の改正 (令和 6 年 4 月 1 日から適用)

① 正職員及び会計年度任用職員

期末手当・勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.05 月引き上げます。

➤ 改正後の期末・勤勉手当 (年間) 4.60 月

② 再任用職員

期末手当・勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.025 月引き上げます。

➤ 改正後の期末・勤勉手当 (年間) 2.40 月

③ 特別職 (市長、副市長、水道事業管理者、教育長、市議会議員)

期末手当の支給割合を 0.05 月引き上げます。

➤ 改正後の期末手当 (年間) 3.45 月

(3) 扶養手当の改正 (令和 7 年 4 月 1 日から適用)

扶養手当のうち、配偶者に係るものを廃止し、子に係る支給額を増額します。ただし、令和 7 年度については経過措置があります。

① 配偶者に係る手当 6,500 円 → 支給なし (令和 7 年度は 3,000 円)

② 子に係る手当 10,000 円 → 13,000 円 (令和 7 年度は 11,500 円)

(4) 通勤手当の改正 (令和 7 年 4 月 1 日から適用)

公共交通機関による通勤手当の支給限度額の引き上げ

在来線の運賃等 (限度額 55,000 円/月) + 特急料金の 1/2 相当額 (限度額 20,000 円/月)

➤ 在来線の運賃等 + 特急料金 (限度額 150,000 円)

(5) 管理職員特別勤務手当の改正 (令和 7 年 4 月 1 日から適用)

支給対象の時間帯を午前零時～午前 5 時から、午後 10 時～翌日午前 5 時に拡大します。

(6) 再任用職員に支給する手当の種類の改正 (令和 7 年 4 月 1 日から適用)

支給対象となる手当に住居手当を追加します。